

令和7年度名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体  
(リーフレット及び入札案内書・申込案内書) 広告募集要領

1 趣旨

本件は、本市が令和7年7月と令和8年2月に実施予定の名古屋市有地売払い・貸付け入札（以下、「1回目入札」、「2回目入札」という）の広報媒体へ掲載する広告を募集するものです。

2 広報媒体

(1) リーフレット

ア 規格

A3 再生コート紙またはコート紙 73kg 両面4色刷り（フルカラー）  
二つ折り（仕上がりサイズはA4）

イ 配布場所

市役所、区役所・支所、県民情報・相談センター、地下鉄駅構内等（予定）  
その他（名古屋市公式ウェブサイトに掲載予定）

ウ 作成部数

1回の入札あたり約3,500部

エ 配布期間

入札参加申込期間（令和7年6月頃及び12月頃、各1ヶ月程度）

(2) 入札案内書

ア 規格

A4 50～120ページ程度 白黒刷り

イ 配布場所

市役所（財政局財産管理課）等  
その他（名古屋市公式ウェブサイトに掲載予定）

ウ 作成部数

1回の入札あたり約250部

エ 配布期間

入札参加申込期間（令和7年6月頃及び12月頃、各1ヶ月程度）

(3) 申込案内書

不落物件があり、先着順売払い・貸付けを実施する場合のみ作成します。

ア 規格

A4 30～120ページ程度 白黒刷り

- イ 配布場所  
市役所（財政局財産管理課）等  
その他（名古屋市公式ウェブサイトに掲載予定）
- ウ 作成部数  
1 回の入札あたり約 30 部
- エ 配布期間  
先着順売払い・貸付け申込期間中  
（全ての物件に申込みがあり次第終了。最長 7 ヶ月程度。）

### 3 募集する広告

#### (1) 掲載箇所

##### ア リーフレット

色 数 4 色カラー

掲載面 裏面の下部、縦 6.5cm×横 18cm（別紙参照）

注) 上記広告枠サイズは上限です。上限内であれば広告を複数掲載可能です。

##### イ 入札等案内書

色 数 白黒

掲載面 裏表紙の下部、縦 9 cm×横 15 cm（別紙参照）

注) 上記広告枠サイズは上限です。上限内であれば広告を複数掲載可能です。

#### (2) 掲載料（税込み）

最低価格 ¥300,000★（総額）

#### (3) 入稿形態

完全原稿にて入稿してください。

### 4 申込み

#### (1) 申込方法

名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体（リーフレット及び入札等案内書）広告掲載申込書（ウェブサイトからダウンロード可。（以下、「申込書」という。））に必要事項を記入の上、広告原稿案（広告掲載箇所ごとに 1 部ずつ）を添付して下記申込先まで郵送または電子メールで送付してください。

【申込先・担当課】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市財政局財政部財産管理課

TEL 052-972-2318

FAX 052-972-4122

E-mail a2318@zaisei.city.nagoya.lg.jp

(2) 申込締切日

令和7年4月11日（金曜日）（必着）

(3) その他

提出された申込書（広告原稿案を含む。）は掲載・非掲載を問わず返却しません。

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

財政局広告掲載要綱の定めにより、財政局広告審査会の審査を経たのち、申込書に記入された広告掲載料の金額が多い者に決定し、それによっても決定できない場合は抽選により決定します。なお、審査にあたり、広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）に関する資料の提出を求めることがあります。

(2) 掲載手続き

ア 申込締切後、広告掲載決定の通知を行います。なお、選定の結果、非掲載となった申込者に対してもその旨を通知します。

イ 契約に必要な書類を提出していただき、契約を締結します。

ウ 令和7年5月9日（金曜日）までに、本市の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。

エ 令和7年5月1日（木曜日）までに申込時に提出いただいた広告原稿案の完全原稿のPDFデータを上記4(1)内のE-mailアドレスに提出してください。

6 その他

(1) 広告原稿は、申込者の責任と負担において作成してください。

- (2) 各広告媒体間で掲載する広告内容が異なっても差し支えありません。
- (3) 広告審査会の審査にあたり、提出いただいた広告原稿案が、名古屋市広告掲載要綱、財政局広告掲載要綱および本広告掲載要領に違反すると認められることとなった場合は、期限を定めて原稿の内容改善を求められます。
- (4) 1回目入札に関して、広告掲載の決定通知後は、本市から内容改善を求めた場合や広告主の名称や連絡先など重要な事項の修正を行う場合を除き、原稿を変更することはできません。ただし、2回目入札に関して、広告内容に変更がある場合は、令和7年10月10日（金曜日）までに広告データを4(1)内のE-mailアドレスに提出してください。広告審査会の審査を経て、変更後の内容を掲載します。なお、変更がない場合については、1回目入札の際の広告内容を掲載します。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。
  - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
  - イ 指定した期日までに広告の内容改善が行われない場合
  - ウ その他、広告掲載が不相当であると判断したとき
- (6) 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。ただし、広報媒体の印刷終了後は、取り下げができません。
- (7) 上記(5)及び(6)に該当する場合でも、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (8) 本市都合により売払い・貸付け入札が実施されないことがあります。
- (9) その他、広告の掲載に関しては、名古屋市広告掲載要綱、財政局広告掲載要綱及び本広告募集要領の規定を遵守するとともに、本市職員の指示に従ってください。
- (10) 名古屋市広告掲載基準第2第12号の規定に該当するときは広告の掲載を行うことができません。また、広告掲載の決定後にその旨が判明したときは、広告掲載の決定を取り消すことがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、申込書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会

することがあります。愛知県警察本部に照会する際は、現在事項全部証明書1通、法人役員に関する調書1通の提出をお願いすることがあります。